

例 2

令和 6 年中に子どもが生まれ、 扶養親族が増加した場合

令和 6 年度 調整給付金算定時



UP

令和 7 年度 不足額給付金算定時



令和6年分推計所得税額 60,000円
(令和5年所得をもとに算出した税額)

定額減税可能額^{注1} 90,000円
(※所得税分)

① 令和6年度調整給付金 30,000円^{注2}
注2: 90,000円(定額減税可能額) - 60,000円(推計所得税額)
= 30,000円

令和6年所得税額 60,000円
(確定申告等で決定した税額)

定額減税可能額^{注1} 120,000円
(※所得税分)

② 本来給付されるべき給付額 60,000円^{注2}
注2: 120,000円(定額減税可能額) - 60,000円(所得税額)
= 60,000円

注1: 定額減税可能額(所得税分) = (本人+扶養親族数) × 3万円

②-①の差額の30,000円を不足額給付金として支給

【解説】

令和5年中の扶養状況は2人(妻、子1人)だったため、所得税分の定額減税額は90,000円で、令和6年度調整給付金は30,000円であった。

令和6年中に子どもが生まれて扶養親族が1人増え、所得税分の定額減税可能額が120,000円となった場合、令和6年分推計所得税額60,000円、定額減税可能額(所得税分)90,000円、令和6年度調整給付金が30,000円だったのに対し、令和6年所得税額60,000円、定額減税可能額120,000円となったことで、本来給付されるべき給付額は60,000円となる。

これにより、令和6年度調整給付金30,000円と本来給付されるべき給付額60,000円の差額である30,000円が不足額給付金として支給される。